

今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

1. 今期推進会議での検討事項（当面の課題）

今期の推進会議では、基本方針の見直し案についての議論を行うとともに、社会情勢の変化等に対応した課題として、第4期推進会議取りまとめに示された課題等についての議論を行う。

（参考）消費者教育推進法

第九条

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（1）基本方針の見直し案

これまでの消費者教育の進捗と、社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針の見直し案について議論を行う。

（2）第4期推進会議取りまとめで示された課題

社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育について、基本方針の見直しの議論を行う中で重点的に議論を行う。

（3）その他

次期基本方針や、社会の情勢を踏まえた課題等について議論を行う。

2. 進め方等

基本方針の見直し案確定までは、本会議を3～4か月に1回程度開催。令和5年2月までは基本方針の見直しについての議論を優先的に行う。

第4期推進会議とりまとめの課題についても、本会議で基本方針見直しの議論を行う中で重点的に議論を行う。

基本方針の見直しの議論が終了した後、個別の課題について、必要に応じて議論する。